

質問通告・質問要旨一覧表

質問順	質問議員	通告の標題・質問要旨
1	狩野正雄	◎ 危険木化した樹木の対応について 台風や大雪による敷地内の高木や、所有者不明の廃屋周辺の樹木・雑草による生活環境への悪影響や近隣トラブルが懸念されている。住民が安心して暮らせる環境づくりのため、以下の４点について町の認識と対応を問う。 1 住宅敷地内の樹木管理や処分に関する行政の相談・アドバイス窓口の有無。 2 管理者不明の廃屋における樹木・雑草の実態調査と管理の対応。 3 市街地の街路樹等の剪定サイクルおよび樹種選定の基準。 4 他自治体で見られる「危険木伐採処理」を支援する制度創設への考え。
2	川染 洋	◎ アメリカ産一般流通用生鮮馬鈴薯の輸入解禁問題について アメリカ政府から要請されている一般流通用生鮮馬鈴薯の輸入解禁について、8月28日時点で病害虫リスク評価が取りまとめられ、検疫協議が進められていると報道されている。 現在の輸入は加工用に限定的であるが、解禁されれば市場やスーパーなど広範囲に流通する。 馬鈴薯は基幹産業である本町農業にとって極めて重要な作物であり、病害虫が侵入すればジャガイモだけでなく輪作体系も崩れ、農家の生産意欲が失われることが懸念される。2015年に北海道で確認されたジャガイモシロシストセンチュウは現在も緊急防除が続いており、一度定着すると防除は極めて困難である。主要産地からは既に反対・懸念の要請が大臣に示されており、解禁が具体化する前に声を上げることが重要との観点から、町長に以下３点を伺う。 1 輸入解禁に対する町長の認識。 2 病害虫侵入・拡散リスクについて国・道・関係機関から早急に情報収集し、本町農業への影響を検討する考えの有無。 3 食料安全保障の観点から、輸入拡大より国内生産の強化を優先すべきとの考えに対する所見。

質問順	質問議員	通告の標題・質問要旨
3	青砥敏一	◎ 行財政改革及び職員のコンプライアンスについて 町長は第7期鹿追町総合計画のもと行財政改革を推進し、令和3年4月の組織機構改革や令和4年2月の行財政改革大綱策定などに取り組んできた。 しかし、令和8年度の当初予算は過去最大の137億9,193万円に達し、町債残高も57億円を超える見込みであり、公債費も9億円を超えているなど、財政状況は楽観できない状況にある。 こうした状況を踏まえ、以下について伺う。 1 これまでの行財政改革の具体的な取り組みと成果及び住民への周知方法。 2 行財政改革を推進するうえで職員の資質向上・意識改革をはじめとしたコンプライアンス徹底に向けた具体的な取り組み。 3 経費削減の観点から、備品の管理状況・台帳整備の基準・職員間での共有の仕組み・物品節約に向けた工夫。
4	黒井敦志	◎ 公共施設と土地の管理の考え方は 今年度の公共施設の大規模な改修と延命工事を高く評価する。また、第2庁舎の取り壊しと土地活用、拓殖鉄道の蒸気機関車の移設の構想はこれからの町づくりに大きな一歩となり、将来の鹿追町をデザインする意味でも非常に価値のある英断である。 鹿追町が所有する建物や土地を効果的に運用することは大切なことである。 鹿追町公共施設等管理計画があるが、まだ活用の判断が難しい建物があることも含めて、喜井町長としての大きな決断に期待するものがあるので、町長の現在の考え方をお示しいただきたい。 また、第2庁舎の取り壊しを検討する際に、鹿追町のグランドデザイン、将来像を全体設計するチャンスと考えるが。

質問順	質問議員	通告の標題・質問要旨
5	佐々木康人	◎ 令和 12 年度の国民健康保険全道統一保険料率に向けた本町への影響と対応は 国民健康保険は「加入者の高齢化」や「医療費の増大」により構造的に保険料が高くなる傾向にある。 平成 30 年度の都道府県単位化以降、本町も北海道への納付金を納付する体系へ移行し、さらに令和 12 年度には全道統一保険料率を目指す方針が道から示されている。 本町の国保経営は大きな転換期を迎えている。 全道統一に向けたプロセスの中で、鹿追町の標準保険料率は全道水準に向けてどういった対応を考えているのか。今後数年間の改定の見通しも含め町の見解を伺う。
6	山口優子	◎ 計画策定等における外部業務委託のあり方、成果物のチェック体制と生成 A I 利用後のチェック体制について 近年、調査・計画策定・コンサルティング等の業務を外部事業者へ委託する事例が増えている。専門性を要する業務での外部委託は有効だが、政策や計画の立案は町職員が主体となり、行政内部に知識やノウハウを蓄積することも重要である。 また、生成 A I の行政利用が進む一方、本町でも議会への説明資料や町民向けチラシに A I 利用による誤りが見られた。担当者個人の注意不足として終わらせず、組織としてのルールや複数職員による確認体制の整備が必要である。さらに、外部委託先が A I で作成した資料の誤りを町が十分確認せず議会に提示した例もあり、「専門性確保のための外部委託」という本来の目的との整合性の検証も求められる。以上を踏まえ、以下 7 点を伺う。 1 過去 5 年間の外部委託の内容・金額・委託先。 2 委託の必要性を判断する基準。 3 得られた知識・ノウハウの蓄積方法。 4 複数年度にわたる同種委託の妥当性・費用対効果の事後検証。 5 成果物の正確性・妥当性を確認する体制。 6 A I 活用により職員が担える業務がないか、委託の妥当性を再検証する考え。 7 A I 活用の基本ルールと事実確認体制、委託先成果物のチェック体制。